

議会改革推進会議会議録

平成28年11月8日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 平成28年11月8日(火) 午後1時24分～午後1時47分
- 2 開催場所 議場
- 3 出席議員 会 長 前 田 耕 一
副 会 長 岡 本 公 秀
今 岡 翔 平 西 川 憲 行 高 島 真
新 秀 隆 尾 崎 邦 洋 中 崎 孝 彦
豊 田 恵 理 福 沢 美 由 紀 森 美 和 子
鈴 木 達 夫 宮 崎 勝 郎 中 村 嘉 孝
前 田 稔 服 部 孝 規 小 坂 直 親
櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 なし
- 5 事務局 事 務 局 長 松 井 元 郎 議 事 調 査 室 長 渡 邊 靖 文
高 野 利 人 新 山 さ お り
- 6 案 件 1. 反問権の取り扱いについて
2. 代表質問について
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午後1時24分 開会

○会長（前田耕一君） それでは、ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

本日は、検討課題のうち、議会運営委員会で検討していただいております反問権の取り扱いについて、代表質問について整理されましたので確認していただきます。

まず、反問権の取り扱いについて、これは検討課題13ということで皆さんもご承知だと思いますけど、この取り扱いについてでございます。

3月定例会の議案質疑において、市長が反問権を行使されましたが、その際、時間の取り扱いが問題となり、以後、検討部会で議論し、その後、議会運営委員会に検討が委ねられました。去る11月4日の議会運営委員会において、反問及び反問に対する答弁の時間を質疑・質問時間に含めるかどうかを、そして回数制限について、また反問権を行使できる人の範囲はどこまでとするかについてご協議いただき、次の3点について確認されましたので、内容について事務局に説明いたさせます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。

A4の横の資料3の3番に、反問権の運用ということで、議会運営委員会の決定事項が書いてございます。

これまで議会基本条例が施行されてから、反問権の運用については、執行部の反問については答弁ではないということで、時計をとめておりました。そして、議員さんの反問に対する答弁につきましては、再度の質問という意味で時計はとめておりませんでした。それについて、3月の定例会で問題となりまして、以後、検討部会と議会運営委員会でご議論いただきました。

結果といたしまして、まず1番、執行部の反問及び反問に対する議員の答弁に要する時間は、質疑、質問時間には含めないこととするということで決めていただきました。つまり、時計は両方ともとめるということでございます。執行部の反問の時間、それからそれに対する議員の答弁、両方とも時計はとめますということで決定をいただきました。それから、反問の回数制限については、特に制限は設けないということで決めました。仮に反問を複数回、同じ定例会でされても、議員さんの質問、質疑時間には特に影響はしないというところからだと思います。それから、反問権を行使できる人の範囲ということで、これまで反問権を行使されたのは、市長と、それから予算決算委員会で副市長や教育長がされております。これにつきましては、委員会もあることから、部長級までは反問権の行使を認めると。この3点を決めていただきましたのでご確認いただきたいと思います。以上です。

○会長（前田耕一君） 今、事務局から説明があったように、反問権については、3点を確認して決定したということでございます。このことについて、何かご意見等はございませんか。

（発言する者なし）

○会長（前田耕一君） なければ、反問権についてはこのような取り扱いとし、11月10日の平成28年第1回臨時会から運用していくということについてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長（前田耕一君） それでは、そのような取り扱いといたします。

次に、代表質問について、検討課題44でございます。

施政方針や市長の改選時の所信表明に対して質問を行う代表質問について、11月4日の議会運営委員会において、質問の範囲や質問時間、本会議の日程等について協議していただきましたので、事

務局に説明いたさせます。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、先ほどの資料3の1、代表質問をごらんいただきたいと思えます。

この代表質問につきましては、従来ですと、3月と9月の定例会におきまして、当初予算と決算について、総括質疑という意味で代表質疑をこれまで実施してきておりましたが、3月の代表質疑は代表質問に改めると。それは、市長の施政方針や4年に1度の市長の改選時の所信表明について代表質問を行うと。ですので、3月の代表質疑はこれではなくなります。そして、9月は従来どおり代表質疑として行くと、決算に対して総括質疑を行うということで決めていただきました。

なお、施政方針等に議案に関する部分が含まれていても質問は可とするというふうな記述がございます。これは、具体的に言いますと、施政方針につきましては、1年間の施政の方針を市長が述べられるわけでございますので、これが3月の定例会の冒頭で述べられますが、たまたまその施政方針の中に、当然その1年にやる事業とか条例関係の話も出てまいります。それが3月定例会でたまたま議案として出ているときにどうするのかということも議論していただきましたが、その部分は代表質問の中で関与していてもやむを得ないだろうというふうなことで、議案に関する部分が含まれていても質問は可とするというふうなことで決めていただきました。

そもそも代表質問は、一般質問の中に含まれてくるものでございますので、亀山市議会は、一般質問と議案質疑を明確に区分してきた中で議論していただいた部分ですけれども、どうしてもやはり施政方針の中には事業が含まれてくる以上、例えば予算も入ってくる、それがたまたま議案として上がってくるケースがあるので、もうやむを得ないというふうな結論をいただきました。

続いて、質問の時間でございますが、基本40分とし、それプラス会派人数掛ける5分以内とすると決めていただきました。具体的にいきますと、2人会派であれば、40分に5分掛ける2人分で10分プラスで50分、3人会派であれば、40分に5分掛ける3の15分足して55分、4人会派であれば、40分に5分掛ける4で20分をプラスして60分以内というふうに決めていただきました。これで、従来の代表質疑ですと2人会派は45分、3人会派以上は50分と、そこで差があったわけなんですけど、この時間設定によりまして、基本、あくまで40分でございますので、これで平等になったのかなという部分でございます。あとは、会派の人数によって5分を加算していくというところでございます。

続きまして、代表質問を入れたときの質問の日程でございます。

従来ですと、代表質疑があつて議案質疑があつて一般質問、この順番でございました。この代表質疑を代表質問にかえることによって、代表質問をどこでやるのかということも結構議論いただいたんですが、最終的に、一番最初に代表質問を行うと、続けて議案質疑を行うと、その次、一般質問を行うという順番を決めていただきました。

4番目といたしまして、代表質問と一般質問の両方を行うことはできないということでございます。これはどういうことかと言いますと、1日目に代表質問をされた会派代表の方は、3日目の通常の一般質問はできないと、代表質問か通常の一般質問のどちらかしかできないということでございます。

そして、この下に赤で書かせていただきました。これは、この間の議会運営委員会では決めていただいていた部分でございますけれども、ちょっとここは皆さんで諮っていただきたいと思うんです

が、現在、代表質疑の場合は、総括質疑の中に、個別質疑も含めて代表質疑をやってもいいよということで今運用してございます。ですので、代表質問も同じように通常の一般質問を含めることを可とするかどうかということをご相談させていただきたいと思っております。代表質問をされる方は、通常の一般質問はできませんので、代表質問の中に、施政方針の質問以外に通常の一般質問をその中に含めることができるかどうか、ご相談させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○会長（前田耕一君） 事務局の説明は終わりました。

今、1番から4番の説明につきましては、この表記されたとおりでございますけれども、先ほど話のありました、代表質問の中に通常の一般質問を含めることを可とするかどうか。今まで、代表質疑には含めるということになっておりましたけれども、代表質問のほうも同じような取り扱いでいったらいかかなというところで、ちょっとこの辺で皆さん方のご意見を伺いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。代表質疑と同じような扱いでいくということによろしいでしょうか。

宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） ちょっと確認ですが、それも含めて。この代表質問というのは、いわゆる施政方針と市長の所信表明というのは、就任されたときだけやと私は思うのやけど、それと今までは、議案に対しての代表質疑があって、それで一般にもありますが、これを代表質問にかえるということだと私は理解しておるんやけど、それであれば、代表質問と一般質問とやっぱり両方行わざるを得んことになるのと違うかなというふうに思うんですが、そのときの代表質問というのは、今までの代表質疑にかわる議案ではないんやけど、議案に対する代表質疑というのはもうなしということで確認したいんですけど。

○会長（前田耕一君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） これまで代表質疑は、3月ですと当初予算に関して総括的な質疑ができたという部分があったわけですけど、これについてはもう3月はなくなると。代表質問は、あくまで施政方針の中から、もしくは4年に1度の市長の改選時の所信表明に対しての質問を会派として代表で1人がやっていたという形でございます。

○会長（前田耕一君） 宮崎議員。

○議員（宮崎勝郎君） そうすると、今までやっておった9月、決算時の代表質疑があったですね。これを今度はどうするんですか。それは残すということですか。

○会長（前田耕一君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 9月の決算に対する総括質疑の代表質疑は、そのまま従来どおり残っていくということで、3月だけ代表質疑から代表質問にかえて、9月は従来どおりの代表質疑のまま残っていくということでございます。

○会長（前田耕一君） 今岡議員。

○議員（今岡翔平君） 一般質問とか議案質疑をしなかった人が会派にいた場合、ほかの人に5分ずつ足せるというルールがあったと思うんですけど、例えば一般質問をしない人が会派にいたときに、代表質問にその5分を足せるのか、それとも全く別の話になるのか、どうなんでしょうか。

○会長（前田耕一君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 代表質問か一般質問、どちらかしか質問ができんわけでございますので、されなかった方の時間の5分は足せるという形になるかと思っております。ですので、一般質問は

45分で、マックス60分まで行けるというふうに決めておりますので、4人会派であれば、代表質問は誰もされなかったと、それから通常の一般質問を1人でされる場合でしたら、あと3人分は足せるという形になろうかと思いますが、代表質問については、これは足せません。基本40分に5分掛ける会派人数としておりますので、マックスで、4人会派でしたら60分以内ということでお願いしたいと思います。

○会長（前田耕一君） ほかにございませんか。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） 赤字の部分なんですけど、代表質問の中に、通常の一般質問を含めることについては、議運ではちょっと検討しなかったんですけども、要するにこれは代表質問ですから、市長だけにお答えいただくということですね。普通の一般質問ということは、部長が答えたりすることもあるんですけども、代表質問として立った場合は、お答えは全部市長から伺うということの確認の中であれば、私は一般質問も含めてもいいのではないかなと感じました。

○会長（前田耕一君） 市長以外の者に答弁を求める場合はだめだということですか。そういう解釈でいいんですか。

福沢議員。

○議員（福沢美由紀君） 代表質問というあり方にちょっとなじまないかなという気がします。何か市長に伺うということは一貫しておったほうがいいような私は気がします。

○会長（前田耕一君） 小坂議員。

○議員（小坂直親君） 一般質問というのは、本来は、市長が答弁すべきものであって、質疑については、担当部局長がするんやけど、代表質問は施政方針に対してであれば、施政方針は市長のだからいいんですけど、それ以外の一般質問であっても、本来は一般質問は市長が答弁すべきものであるというスタンスには変わらないけど、たまたまうちの場合、一般質問に部長が出てくるのやけど、本来は市長が答えるべきものであるというスタンスで立っておるということやで。そうやけど、それはもうケース・バイ・ケースで、原則として、一般質問は見解の相違があっても市長が答弁するというのは本来の形式であって、その辺のスタンスで立ってもらって。そんな話で、一般質問を代表質問に含めるといっても、代表質問が大半であって、やむを得ず、それ以外のものがあつたら、それが大半を占めておるといったら、これはまた困るわけ、代表質問にならんで。それは、質問をする中身によって。ただ、どうしても言いたいことがあれば、それは一般質問をするということなんやけど、それが大半を占めるようではあかんで、やっぱり代表質問でつけ加える程度の一般質問はやむを得んやないかという表現やと思うんで、それは含まれてもいいと。市の答弁は当然市長がすべきやだというふうに私は認識しております。

○会長（前田耕一君） 小坂議員から発言があつたように、基本的には市長が全て答弁することだということであるというのは、皆さんも理解していただけたと思うんですけども、ケースによっては市長以外の者が答弁に立つこともあり得るやもしれませんが、これについても絶対だめということはいくつか、ケース・バイ・ケースで、そのときに指名される議長の対応で決定していくかによって判断も変わってくると思うんですけども、どうですか、その辺。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 基本的に、質疑の場合は、聞き取りは僕は受けんつもりにしておるんやけれ

ども、一般質問の場合には、根掘り葉掘り聞き取りしておるのやから、担当部長が来て。それを市長とすり合わせをしておる中で、今、小坂さんが言われたように、部長らが出てきて答弁させる自体が、議員としてはあかんと私は思っておる。それなら、一切もう聞き取りをしないというふうに決めておくかな、質疑についても。一般質問では根掘り葉掘り聞くんやろう。また、あれもこれも教えてあげるとか、親切な方は、私は教えんけど。

だから、事前に聞き取りをしておるのやから、基本的に市長が答弁するのが、やっぱり二元代表制の基本なんやと私は思っておる。その点をよくみんなが心得ていかんと。部長が答弁するのは、市長が知り得ん細かい数字。答弁の中で数字を言うてくれと言うときには、担当部長が出てきて、この件についてはこれこれやという、実際、行政で動かしておる数字を述べるにとどめておくのが部長らの答弁やと思うわ。ここの議会で部長が出てきて答弁しますやんか。それは、本来の一般質問にはそぐわんと私は思っておるんですよ、小坂さんが言われたように。

○会長（前田耕一君） 今の皆さんの考えを聞いておりますと、基本的には市長がということは当然のことやということで、ケースによっては、質問の中身がどこまで細かく聞くかというのはともかくとして、市長以外が答弁に立つということ、要はどこまで認めるか、絶対に認めないか、どちらかのことやと思うんですけど、僕はケースによっては、そのほうがより明確な答弁がいただける場合もあるかわからんで、その判断については、質問者、それから議長の立場でうまく振り分けして、答弁を求めるという対応でだめかなと思ってるんですけども、絶対に市長以外は答弁を認めないということにするかどうかの問題ですわ。代表質問の中で一般質問に入って質問があった場合。

小坂議員。

○議員（小坂直親君） 基本的に聞き取りをしたときには、答弁は市長と書いておけばいいわけやわさ。聞き取りのときに市長に答弁と言えればいいわけや。そうやで、それはもうその中身によって、詳細な部分で、答弁できんやつは、部長が出てくる場合があるんやけど、基本的には市長が答弁をやらなかんと思っておる。原則論からいったらそうさ、市長さ。そんなんやったら、もう質疑については聞き取りする必要がないの、本当は。一般質問は事前通告するというのは決まっておるんですよ。議案質疑については、通告の必要がないというのも原則なんや。うちはやっておる。そうやで、議案質疑は通告なしでも、いきなりきょうして答えるべきなん、執行部は。だけど、今、時間制とかをとっておるもんで、うちは議案質疑も事前通告制をとっておるけど、あれは別にとらんでも、法律上はいいわけや。一般質問は通告制をとっておるのやで。

それと、今の一般質問についてやけど、常任委員会で一般質問だと市長が帰っていくけど、あれはあかんやろうと思うけど、どうかな。議案質疑をしておいて、その議案質疑の答弁は部長がするのやったら、一般質問になったら、もう市長はその場におりません。あれもちょっと不思議やで、そのことについてはこれからまた十分考えてもらおうかな。今言うわけにいかんでな。勝手なとき、都合のいいときだけおって、さあ一般質問やと思ったら、もう帰っていっておらへんで、それはあかんやろうと思うのさ。

○会長（前田耕一君） それでは、代表質問の中で一般質問が出た場合、あくまでも原則は市長に答弁をいただくと。ケースによっては、市長以外の、副市長なり、部長なりが出てくる場合があるやもしれませんけれども、それにつきましては、やむを得ずという方向性で進めていくということで。そこで、どうやって振り分けをするかということは、当然のことながら、議長のほうで対応していくと

いうことでよろしいでしょうか。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） もう一回確認させてもらうけれども、やっぱり一般質問というのは、答弁者に求めるのは、市長、副市長、教育長、地域医療統括監、この4名さ。これが基本とすべきやと私は思う。細かい分については、担当部長が、細かい数字を知らんときには出るというのが基本にすべきやと私は思う。

○会長（前田耕一君） 結局、皆さんの考えというのは、そんなに極端に差があるわけではないと思うんですわ。だから、あくまでも市長等が言うことを私どももちゃんと頭に入れておいて、理事者側にもその旨を十分理解していただいて、議会運営に取り組んでいきたいということで、改めて、その旨を伝えていくという方向性でいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（前田耕一君） ありがとうございます。

ほかございませんか。

（発言する者なし）

○会長（前田耕一君） なければ、代表質問については、議会運営委員会で決定したとおりとします。また、先ほど、事務局から提案があったことについても、そのような取り扱いとして、平成29年3月定例会から運用していくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長（前田耕一君） ありがとうございます。

また、代表質問の取り扱いの議論の中で、代表質問の質問時間は、答弁を含めて40分プラス会派人数掛ける5分以内とすることで行きたいと思いますが、これについてもこれでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長（前田耕一君） それでは、そのような取り扱いといたしますので、よろしくお願いいたします。

その他の項でございますが、何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（前田耕一君） なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後1時47分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 11 月 8 日

会長 前 田 耕 一